

参議院議員通常選挙の 期日前投票立会人を募集します

期日前投票立会人とは、投票事務の公平を確保するために、期日前投票所で行われる投票事務手続きの全般に立ち会う公益の代表者です。

●対象者 市内在任の有権者

●従事する会場と日時

◇市役所会議室 6月23日(木)～7月9日(土)のうち1日(午前8時20分～午後8時半)

◇北コミュニティセンター研修室
南コミュニティセンター研修室
7月3日(日)～9日(土)のうち1日(午前8時50分～午後8時半)

※7月10日(日)を選挙期日とした場合の予定です。実際の選挙期日により変更となる場合があります。

●業務内容

◇期日前投票所の開閉の立ち会い
◇投票箱の閉鎖◇選挙の公正な執行の監視◇期日前投票管理者が作成した投票録への署名 など

●募集人数 62人(応募多数の場合
は抽選)

※応募少数の場合は、複数回の従事をお願いすることがあります。

●報酬など(日額)

◇報酬 9600円(税引前)

◇費用弁償 2500円

●申込方法 封書またははがきに

「期日前投票立会人」・住所・氏名・生年月日・昼間連絡の取れる電話番号・職業・所属している政党や政治団体の有無(有の場合はその名称)を記入の上、郵送。

※従事できない日や場所がある場合は必ず記入してください。

※電話での申し込みはできません。

●申込期限 6月3日(金)(必着)

●選任結果 申込期限後に通知

●申し込みと問い合わせ先

市選挙管理委員会(総務管理課内) ☎(580)1957

海外から日本に、あなたの一票を 在外選挙制度

外国に住んでいる人の一票が国政に活かされる。それが「在外選挙」です。家族・友人などで資格のある人がいれば知らせてください。

●登録資格 次の全てに当てはまる人

◇18歳以上である

◇日本国籍を持っている

◇公民権を停止されていない

◇出国時申請の場合

国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている

在外公館申請の場合

住所を管轄する在外公館の管轄区域内に引き続き3カ月以上住んでいる

●申請方法 次のいずれかの方法

◇国外転出時に市区町村の窓口で申請(出国時申請)

◇申請できる期間は、転出届出日から転出予定日まで

◇在外公館で申請

◇投票できる選挙 衆議院・参議院の議員選挙

◇投票方法

◇在外公館投票(大使館や総領事館で投票)

●郵便投票(登録されている市区町村の選挙管理委員会に郵送)

◇日本国内での投票(一時帰国したときなどに、国内の投票制度を利用)

◇在外選挙人証 国内の最終住所

地(平成6年5月1日以降に国内に住所を有したことがない人は本籍地)の選挙管理委

員会から交付

●問い合わせ先

市選挙管理委員会(総務管理課内) ☎(580)1957

●問い合わせ先

デジタル推進課スマートシティ推進担当 ☎(580)1807



しようめい君の停止

コミュニティセンターに設置している「しようめい君(簡易申請端末機)」は、メンテナンスのため次の日時に停止します。

●停止日時

◇5月26日(木) 午後6時～

◇6月9日(木) 午後6時～

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書(令和3年度分のみ)が必要な人は、申請書に記載のうえ、窓口へ提出してください。

●問い合わせ先

デジタル推進課スマートシティ推進担当 ☎(580)1807